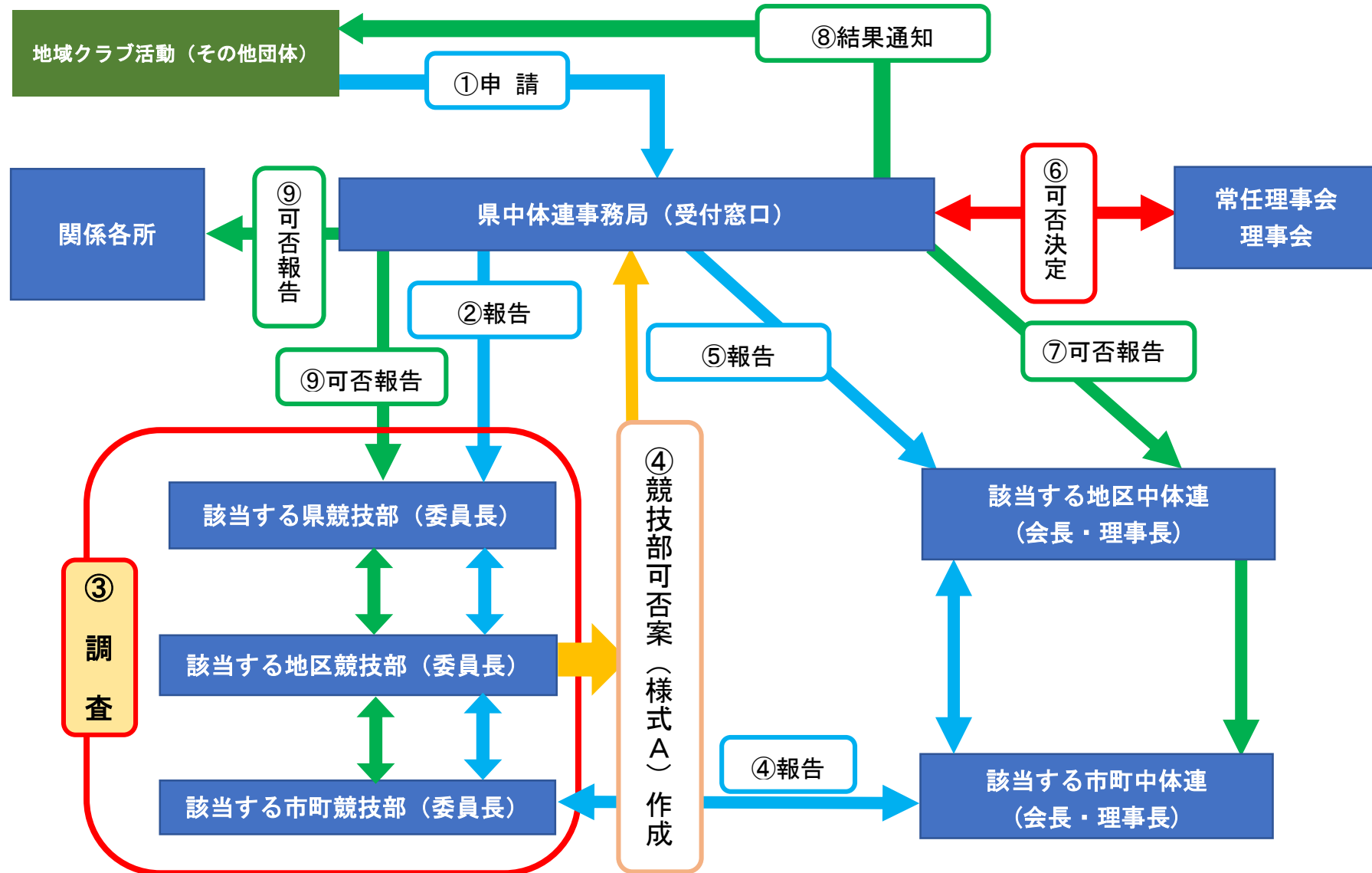


令和8年度兵庫県中体連主催大会に参加する地域クラブ活動による申請から認定までの流れ【その他団体版】



1

・ 県中体連事務局が申請を受け付ける。(受付窓口を一本化。)

2

・ 県中体連事務局が申請書を該当する県競技部委員長へ報告(共有)する。(競技部内で共有する。)

3

・ 申請書を受け取った県競技部は、地域クラブ活動について調査する(県競技部、地区競技部、市町競技部が連携して調査)

4

・ (県・地区・市町)競技部は申請書をもとに調査を行い、結果を県競技部委員長・市町中体連と共有し、競技部可否案(様式A)を作成する。県中体連事務局へ調査結果を報告する。

5

・ 県中体連事務局が申請書を拠点のある地区理事長へ報告(共有)する。(市町中体連と共有する。)

6

・ 競技部可否案をもとに、常任理事会等で審議し、可否を決定

7

・ 県中体連事務局は、該当する地区理事長へ認定の可否を報告する。

8

・ 県中体連事務局は、地域クラブ活動へ認定の可否を通知する。

9

・ 県中体連事務局は、認定の可否を該当する競技部委員長へ報告するとともに、関係各所へ連絡する。
・ 県競技部委員長は認定の可否を地区競技部および市町競技部と共有する。